

ヤングケアラーオンラインサロン企画・運営業務委託 プロポーザル公募要領

第1 事業の趣旨・目的

ヤングケアラーは、支援が必要であっても表面化しにくい構造である。また、必要な支援を受けてもなお、家庭内のデリケートな問題であることなどから、誰にも相談できずに日々ひとりで耐えざるを得ない状況にある。

このようなヤングケアラーが悩みや経験などを共有することができる場所を確保し、適切な支援につなげるとともに、本人の心のケアを行うことが重要であることから、ヤングケアラー等がより気軽に悩みや経験などを共有することができる新たな場所としてオンライン形式の集いの場を企画・運営する。

第2 募集の内容

1 業務名

ヤングケアラーオンラインサロン企画・運営業務委託

2 業務委託内容

別紙「ヤングケアラーオンラインサロン企画・運営業務委託仕様書」のとおり

3 業務委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

4 委託費の上限

3,987,500円（消費税及び地方消費税込み）

第3 プロポーザルに係る事項

1 参加者要件

プロポーザルに参加できる者は、業務を効果的かつ効率的に実施することができる法人であって、下記（1）から（8）までのすべての要件を満たしていることとします。

- （1）日本国内に本社、本店、支店または活動拠点を置いている法人であること。
- （2）プロポーザル評価会議の日において、岐阜県入札参加者資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- （3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （4）役員に、次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

- (6) 岐阜県から、「岐阜県製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの間に受けていないこと。
- (7) 岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの間に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人でないこと。

2 企画提案書の作成

「第2 募集の内容」の仕様に従い、下記の項目について様式1に沿って作成してください。

- (1) オンラインサロンに関する企画案の内容等
- ・開催回数・時期
 - ・各回のテーマ及びターゲット
 - ・各回の開催手法
 - ・周知・広報の手法
 - ・募集受付の方法
- (2) 全体スケジュール
- (3) 業務の実施体制
- ・本業務に類する事業の実施実績（実績がある場合に記入）
 - ・本業務を実施するうえで、他の法人と比較した優位性（優位性がある場合に記入）
 - ・業務の実施体制
 - ・業務実施責任者の知識・経験・資格等
 - ・事業費の積算
- (4) 提案者の能力
- ・経営基盤（直近3事業年度の経営成績及び財政状態）

3 プロポーザルの手続等

- (1) スケジュール
- ① 公募要領等の公表・配布 : 令和6年5月1日(水)～令和6年5月31日(金)
 - ② 公募要領等に関する質問受付 : 令和6年5月1日(水)～令和6年5月24日(金)
 - ③ プロポーザル参加申込受付 : 令和6年5月1日(水)～令和6年5月31日(金)
 - ④ 企画提案書の受付 : 令和6年5月1日(水)～令和6年6月7日(金)
 - ⑤ プロポーザル評価会議 : 令和6年7月3日(水)（予定）
 - ⑥ 審査結果の通知・公表 : 令和6年7月下旬（予定）

※配布及び受付日は、土日、祝祭日を除く。

- (2) 公募要領等の配布時間
- 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 公募要領等の配布場所
- 岐阜県 健康福祉部 子ども・女性局 子ども家庭課

(岐阜市藪田南 2 - 1 - 1 岐阜県庁 1 4 階)

※公募要領等は、岐阜県庁ホームページ「トップ／入札・公売／入札公告（WTO 案件以外）／公募型プロポーザル」

(https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/search/search.php?search_bid_kwd=&ctg%5B%5D=5&sec02=0&sec01=0&date1=&date2=&search=1) からダウンロードにより入手できます。

なお、郵便等での配布は行いません。

(4) 公募要領等に係る質問書の受付及び回答の公表

① 質問受付期間

令和 6 年 5 月 1 日(水)～令和 6 年 5 月 2 4 日(金) 午後 5 時 1 5 分(必着)
午前 9 時から午後 5 時 1 5 分まで(土日、祝祭日を除く)

② 質問書提出方法

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問書(別添 1)を子ども家庭課あてに F A X、電子メール(ファイル形式は、Microsoft Word としてください。)又は郵送にて提出してください。

③ 回答方法

質問に対する回答は、随時、上記ホームページ上にて公表します。

(5) プロポーザル参加申込書の提出方法

① 参加受付期間

令和 6 年 5 月 1 日(水)～令和 6 年 5 月 3 1 日(金) 午後 5 時 1 5 分(必着)
午前 9 時から午後 5 時 1 5 分まで(土日、祝祭日を除く)

② 提出書類

- ・参加申込書(別添 2)

③ 提出方法

子ども家庭課まで持参又は郵送にて提出してください。

郵送の場合も、令和 6 年 5 月 3 1 日(金)の午後 5 時 1 5 分必着となります。郵送の場合、必ず「特定記録」としてください。

なお、提出書類は紙によるものとし、電子ファイルでの提出は受け付けません。

(6) 企画提案書等、書類の提出方法

① 提案書受付期間

令和 6 年 5 月 1 日(水)～令和 6 年 6 月 7 日(金) 午後 5 時 1 5 分(必着)

② 提出書類

- ア 企画提案書(様式 1)
- イ 見積書(業務委託実施経費)(様式 2)
- ウ 法人等概要書(様式 3)
- エ 誓約書(様式 4)
- オ 社会的課題への取組み(様式 5)

③ 提出部数

6 部(原本 1 部、副本 5 部)

④ 提出方法

- ・持参又は郵送のいずれかの方法で、子ども家庭課に提出してください。
- ・持参の場合の受付時間は、午前9時から午後5時15分まで（土日、祝祭日、振替休日を除く）とし、郵便の場合は、締め切り日当日の午後5時15分までに子ども家庭課に到着したものを有効とします。
- ・郵送の場合、必ず「特定記録」として下さい。

（7）プロポーザル参加に際しての注意事項

① 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

イ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

エ 応募提案書類に虚偽の記載をした場合

オ 評価会議終了後に、参加資格を満たしていない事実が発覚した場合

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めません。

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等提出書類の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、公募要領等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退する場合は、評価会議開催日の前日までに、辞退届（様式自由）を子ども家庭課に持参又は郵送により提出してください。

（8）見積書作成に当たっての注意事項

① 提案金額は、委託期間中の本業務にかかる費用の見込み額とします。

② 見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含んだ総額とし、消費税及び地

方消費税をうち書きすることとしてください。

第4 評価に係る事項

1 評価方法

別に定める構成員により構成される「ヤングケアラーオンラインサロン企画・運営業務委託プロポーザル評価会議」が行います。

2 評価会議

(1) 開催日時

令和6年6月20日（木）（予定）

(2) 開催場所

岐阜県庁舎内（岐阜県岐阜市藪田南2丁目1-1）（予定）

(3) プロポーザルの所要時間

・プレゼンテーション 20分以内

その後、構成員からの質疑

(4) 注意事項

- ・各提案者のプレゼンテーション開始時間等の詳細は、企画提案書提出後、別途連絡します。
- ・プレゼンテーションは企画提案書のみを使用して行うものとし、当日に新規資料を配布すること及びスライド機材等を使用することはできません。
- ・各提案者は、他の応募者のプロポーザル提案を傍聴することができません。
- ・指定の時間に遅れた場合には、評価対象といたしません。

3 評価項目及び評価内容

別表のとおりです。

4 契約交渉の相手方の選定

(1) 選定方法

県が別に定める「ヤングケアラーオンラインサロン企画・運営業務委託プロポーザル評価要領」に基づき、評価会議において次のとおり選定します。

- ① 構成員において別表の評価基準に基づき評価し、提案者ごとの合計点を比較して順位を付けます。
- ② 順位点として、1位には提案者数と同一の点数（例えば、提案者数が5者であれば5点。）、2位以下には順に1点ずつ減じた点数を順位点として付与します。ただし、同順位の提案者が複数あるときは、当該順位点及びその下位にあって空位となる各順位の順位点の合計を、同順位の提案者数で除して得られる点数とします。
- ③ 提案者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付けます。ただし、順位点の合計が同点の場合は見積額が少ない者を高い順位とします。
なお、同点かつ見積額が同額の場合は、同者らによるくじ引きにより決定します。
- ④ 最も順位が高い者を最優秀提案者として決定します。

⑤ ①の構成員の評価点の合計が評価点上限の合計点の60%を基準点として、基準点を満たさない提案者は選定の対象としません。

(2) 第二順位以下の決定方法

第二順位以下についても順位を決定します。その際、複数の同得点者が生じた場合は、

(1) ③の方法と同様に決定します。

(3) 応募者が1者又ははない場合の取り扱い

応募者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該応募者を最優秀提案者とします。基準点に満たない場合、又は提案者がいない場合には再度公募を検討するものとします。

5 評価結果の通知及び公表

評価結果は選定後、提案者に文書で通知するとともにホームページ上で公表します。

なお、電話等による問い合わせには応じません。公表する内容は以下のとおりです。

(1) 最優秀提案者の名称及び評価点

(2) 全提案者の名称（申込順）

(3) 全提案者の評価点及び順位点※（得点順）

(4) 最優秀提案者の選定理由

(5) 評価会議構成員の氏名

(6) 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

※提案者が2者の場合には、提案者の競争上の地位に配慮し、(3)は公表しないこととします。

第5 契約の締結

県は選定した最優秀提案者と協議し、業務委託に係る仕様を確定させたいうで、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と県との協議により必要に応じて内容を変更したうで契約を締結するため、委託契約額が見積額と同じになるとは限りません。

なお、選定した最優秀提案者と県との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において総評価点が次に高い提案者（基準点を満たした者に限る）と協議を行うこととします。

また、契約の締結に当たっては、電子契約サービスを利用して電子契約を締結するか否かの希望の確認を行いますので、電子契約の締結を希望される場合は、速やかに「電子契約意向確認書兼電子契約用メールアドレス確認書」（別記様式）を提出してください。

第6 業務の適正な実施に関する事項

1 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううで必要と思われる業務については、あらかじめ県と協議のうで、業務の一部を委託することができます。

2 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

3 守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、業務委託終了後も同様とします。

第 7 業務の継続が困難となった場合の措置について

受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、県は契約の解除ができることとします。この場合、県に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。

なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰することができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

第 8 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒500-8570

岐阜市藪田南2丁目1番1号（県庁14階）

岐阜県健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課児童養護第一係

TEL：058-272-8325（直通）

FAX：058-278-2644

電子メールアドレス：c11217@pref.gifu.lg.jp

別表

ヤングケアラーオンラインサロン企画・運営業務委託プロポーザル 評価基準

1 評価の方法について

企画提案の内容・実施能力等に関する評価

【合計点】（１００点）＝【事業実施体制・運営点】（２５点）＋【事業の企画・実施点】（７０点）＋【社会的課題への取組み】（５点）

2 採点について

下記の評価項目及び評価内容に基づき採点する（１００点満点）。

1 事業実施体制・運営

評価項目		評価基準点				
		非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
①	仕様書に基づき、委託業務の趣旨、目的、ヤングケアラーが抱える課題を正しく理解しているか。	5点	4点	3点	1点	0点
②	事業費の積算は提案された企画内容と整合し、適切なものであるか。業務規模と大きくかけ離れてはいないか。	5点	4点	3点	1点	0点
③	計画を適正かつ確実に実施できる人員体制であるか。また、業務実施責任者は、必要な知識、経験、資格等を有しているか。	5点	4点	3点	1点	0点
④	過去の実績や活動状況から受託能力があり、当該法人の知識、経験、ノウハウ及び成果等の反映が見込まれるか。	10点	8点	5点	2点	0点
小計		25点満点				

2 事業の企画・実施

評価項目		評価基準点				
		非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
⑤	企画内容は、参加者のニーズをとらえ、参加しなくなるような魅力的な提案となっているか。	30点	24点	15点	6点	0点
⑥	周知・広報について、ヤングケアラー当事者に届くような効果的な提案となっているか。	10点	8点	5点	2点	0点
⑦	ヤングケアラー当事者が参加しやすいこと及びヤングケアラー当事者同士や、元ヤングケアラー又は支援者等と広く交流できる提案となっているか。	20点	16点	10点	4点	0点
⑧	業務全体について、具体的なスケジュール及び実施方法を含む提案内容になっており、適切かつ円滑に実施することができるか。	10点	8点	5点	2点	0点
小計		70点満点				

3 社会的課題への取組み

評価項目		
⑨	仕事と家庭の両立(3点)	該当する場合に加点(1～3点)
⑩	障がい者雇用(1点)	該当する場合に加点(1点)
⑪	若者の採用・育成(1点)	該当する場合に加点(1点)
小計		5点満点